

議題 1 障害者差別解消に関する国と都の動向

(1) 国の動向

令和 4 年 4 月 12 日に参議院厚生労働委員会において「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」(以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という)が起草され、同月 13 日に参議院、5 月 19 日に衆議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至り、同年 5 月 25 日に公布・施行されました。なお、この法律の成立に際しては、衆議院において附帯決議が付されています。この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思相通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが目的とされています。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の第 3 条では、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策に関し、以下のように、基本理念が定められています。

(基本理念)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

第 4 条から第 8 条までは、関係者の責務・連携協力・意見の尊重について明記され、第 11 条から第 16 条までは基本理念を実現させるための基本的施策が明記されています。

また、令和 4 年 12 月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 11 条第 3 項の規定に基づき、「第 1 回障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場」が開催されました。この協議の場では、障害者による情報取得等に資する機器開発等を行う事業者、障害者及び関係省庁職員その他の関係者が参集され、障害者による情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進、そして質の向上に資するよう情報共有や意見交換等が行われました。

(2) 都の動向



東京都は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的として、令和 4 年 6 月に「東京都手話言語条例」を制定し、令和 4 年 9 月 1 日に施行されました。また、「東京都手話言語条例」の施行に当たり、令和 5 年 2 月には、手話に対する理解を深め、手話に対する親しみを感じてもらい、手話を学ぶ楽しさを体験できるイベント「手話言語フェス in TOKYO 2022」が開催されました。




また、令和 4 年 12 月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、視覚障害者がソーシャルディスタンスを適切にとれるような誘導や、マスクを着用した会話の際の聴覚障害者への配慮など、感染防止対策を踏まえた障害者の合理的配慮について、社会の理解を促す指針として、「障害者への合理的配慮等に関する事例集(感染症対策編)」が発行されました。

昨年度に引き続き、障害者の理解促進を図るため、「障害及び障害者理解研修事業」を令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月にかけて全 10 回実施しています。

議題2 障害者差別解消に関する区の実施について

(1) 今までの主な取組について

時期	関連事業等の内容
平成31年3月	墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の制定
平成31年4月	区YouTubeに条例の手話動画を掲載
	遠隔手話サービスの開始
令和元年6月～	区報毎月11日号において、「誰もが心を通わず住みやすいまちへ」をテーマとして、啓発記事（ピクト）を掲載
令和元年6月	条例啓発パンフレットの作成及び配布
令和元年7月	条例啓発イベントの開催（7月3日～5日） 講演会、パネル展示、映画上映等の実施（延べ来場者数：約500名）
令和元年11月	障害のある方への配慮と情報保障のための手引き（墨田区職員向け）作成
令和2年11月	「もっと知りたい 心のバリアフリーのこと」の作成及び配布
	各課窓口へ耳マーク・手話通訳の周知についてのステッカーの配布
令和2年12月	障害者週間記念行事 障害者アート振興事業「アニメですみだ！展」の実施
令和3年3月	コミュニケーション支援「ヘルプシール」の作成・配布開始
	障害のある方が、周囲に理解をしてほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用する、コミュニケーション支援「ヘルプシール」を作成しました。
令和3年3月	<p><u>墨田区障害福祉総合計画の策定</u></p> <p>「墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画」、「墨田区障害児福祉計画」の3計画の策定期間を3年に揃え、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定しました。障害の理解の促進や、ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進を図るため、障害者差別解消法普及啓発事業をはじめとした様々な事業を行うことを定めています。</p> <p>（参考）区ホームページ： https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/sumida_kihon/ku_kakusyukeikaku/syougai/fukusisougou.html </p>
令和3年10月	<p><u>「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」発行</u></p> <p>「心のバリアフリー」について理解を深めていただくため、こどもから大人まで、楽しみながら読んでいただける冊子を作成しました。学校、区の施設等での配布を行っているほか、区ホームページでダウンロードしてご覧いただくことも可能です。</p> <p>（参考）区ホームページ： https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/syougai/rikai_sokushin/kokoro-barrier-free.html </p>

令和3年12月	<p><u>すみだスマイル・キャンペーン～広げよう 心のバリアフリー～ の実施</u></p> <p>障害者週間において、区役所での展示や、オンライン（区のウェブサイト、SNS）で情報発信をする「すみだスマイル・キャンペーン」を行いました。</p> <p>（参考）区ホームページ： https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/syougai/rikai_sokushin/syougaisya-syuukan/R3smile.html</p> 
令和4年6月	<p>障害者福祉課窓口にて「ヘルプマーク」の配布を再開しました。</p>
令和4年8月	<p>時事通信社・東京新聞等で「ヘルプシール」についての記事が掲載</p> <p>（参考）https://www.jiji.com/jc/article?k=2022081000165&g=soc</p> 
令和4年12月	<p><u>すみだスマイル・フェスティバル の開催</u></p> <p>障害者週間(12月3日～9日)に合わせ、障害福祉の理解・啓発と障害のある方の社会参加などを目的として、12月3日に「すみだスマイル・フェスティバル」を行いました。</p> <p>（参考）区ホームページ https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/syougai/rikai_sokushin/syougaisya-syuukan/smile2022.html</p> 

（2）障害者差別解消に関する相談事例等の共有

区へ相談として寄せられたもの

相談：個人タクシーを利用の際、障害者手帳が本物かどうか疑われた。

対応：個人タクシー協会の担当者に連絡し、事実関係の確認と本人が謝罪を求めていることから対応するよう伝えた。後日担当者から、個人タクシー運転手の特定をし、事実確認をしたところそのような事実が確認されたことから本人への謝罪と再発防止に努めることを障害者へ伝えたと報告があった。

※書面開催に伴い資料の回収が困難なため、個人情報保護の観点から、内容の詳細は省略しています。